

「令和7年度スケアード・ストレイト交通安全教室」に係る仕様書

1 件名

令和7年度スケアード・ストレイト交通安全教室

2 実施日時

兵庫県内高等学校3校（以下「学校」という。）が希望する日時
（令和7年10月以降を予定。初回実施は10月22日を予定。）

3 実施場所

別紙「令和7年度スケアード・ストレイト自転車交通安全教室 実施校一覧」の学校の校庭又は学校の指定する場所
（雨天時や学校の都合により、体育館等で実施の場合あり。）

4 実施内容

実施にあたって以下の実施内容を必ず履行するものとする。

(1) 自転車の交通安全に関する演目

兵庫県の自転車事故の現状（兵庫県ホームページ内において掲載）等を踏まえ、高校生を対象としたスケアード・ストレイト（スタントマンを使用した疑似交通事故により、交通ルールを遵守することの大切さを体感させる教育手法）により、自転車を利用する際の安全運転の重要性と自転車ヘルメット着用の重要性を認識する内容とした演目で構成することとする。

なお、高校生に訴求性のある効果的な演目で構成することとする。

(2) 特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイク等の電動モビリティ（以下、電動モビリティとする。）の安全利用に向けた交通ルールの周知に関する演目

近年、新たな移動手段として普及が進んでいる電動モビリティを利用する際の、安全運転の重要性を認識できる内容とした演目で構成することとする。

なお、演目については、必要に応じ、兵庫県及び受託者の協議の上決定する。

また、各演目の実施後、交通ルールやマナーに照らして、交通事故を防止する視点から、適切に解説すること。

解説は、小道具等を使用したり、良い自転車走行の例示を行ったりする等、見学者にとってわかりやすいものとする。

(演目例)

晴天時

(1) 時速40kmの自動車と自転車の衝突

（人形を乗せた自転車等を衝突の衝撃で撥ね飛ばし、衝撃音とともに、見学者の注目をひく疑似交通事故を導入）

(2) 自転車、電動モビリティの見本走行における違反行為探し

（違反走行している自転車と自動車の衝突の疑似交通事故を含む）

例：信号無視、一時不停止、二人乗り、並進、蛇行、夜間の無灯火走行、携帯電話、ヘッドフォン 等

(3) 停車中自動車のドア開放による自転車との衝突

(4) 路地から飛び出した自転車と一般原動機付自転車（バイク）の衝突

(5) 大型車両（トラック）左折時の自転車巻き込み

（大型車両が左折時の内輪差により、自転車を巻き込む疑似交通事故を実施）

- (6) 傘差し 2 人乗り自転車と歩行者の衝突
- (7) 自動車の死角による自転車との接触
- (8) 見通しの悪い交差点における自転車と自動車の衝突
- (9) 横断歩道での事故（停止車両の追越し時、横断する歩行者と衝突）
- (10) 自転車ヘルメットの着用の重要性を示す演目
（ヘルメット非着用時、誤った着用時、正しい着用時の対照実験を行い、ヘルメットの着用効果を示す実験等）
- (11) 電動モビリティの正しい乗り方

雨天時（体育館等で実施）

- (1) 衝突実験（自転車で跳び箱に衝突）
- (2) 制動実験（正しい乗車方法の自転車と片手運転、二人乗り自転車等との比較）
- (3) 自転車、電動モビリティの見本走行における違反行為探し
（両手放し・携帯片手・ヘッドフォン・並進・蛇行、違反自転車が転倒 等）
- (4) 飛び出してきた人と自転車の衝突
（駐車車両の陰から飛び出した人が自転車と衝突）
- (5) 自転車通行可の歩道における自転車の衝突事故
（自転車と歩行者の歩道通行時の通行区分を説明）
- (6) 傘差し 2 人乗り自転車と歩行者の衝突
- (7) 横断歩道での事故（停止車両の追越し時、横断する歩行者と衝突）
- (8) 電動モビリティの正しい乗り方

5 実施時間

疑似交通事故や解説を行う時間は、50 分程度とすること。
（現場の天候状況等によって実施時間が前後する場合あり。）

6 実施人数

6 人以上の人員で実施すること。（司会者や疑似交通事故を行う者等）

7 その他

- (1) 実施日時については、原則、兵庫県が学校の希望に基づき調整した日時とする。
当該日時に実施が不可能の場合は、再度日時の調整（1 回のみ）を実施するが、その際は学校の希望を最優先するため、学校の希望日の重複に十分対応できるチームを複数有していること。
- (2) 受託内容には事業にかかる準備及び後片付けを含む。
- (3) 自転車教育の実施時間が 1 時間 40 分程度であり、そのうち、疑似交通事故や解説を行う時間は 50 分程度とすること。
- (4) 事業にかかる準備は、自転車教育開始時刻の 2 時間前から準備を行い、後片付けは、自転車教育終了後に行うこと。
- (5) 事業実施に要する交通費、機材及び発生材は本契約に含まれ、受託者の負担とする。
- (6) 本受託にかかる事故等については、本契約に含まれ、受託者が一切の負担を担うものとする。
また、スタント実施者は傷害保険に加入していること。
- (7) 荒天及び校庭の状況、その他特別な事情により実施不可能（延期）の場合は、別途協議の上、実施日程を変更するものとする。

なお、この場合は、実施前日の午後 2 時までに受託者に連絡することとし、基本的にそれ以降の変更は行わないこととする。（ただし、臨時休校の場合は、当日朝、受託者が可能な時刻までに延期連絡をする。）

- (8) 本仕様書に定めのない事項については、兵庫県・受託者の双方の協議により定めることとする。
- (9) 事業実施にあたっては、各種感染症対策を講じること。
- (10) 学校校内及び周辺の道路環境に応じた適切な準備（道路通行許可、車両等）を行うこと。
- (11) 電動モビリティの安全利用に向けた交通ルールの周知に関する演目は、電動モビリティに適用される道路運送車両の保安基準を満たした車両を使用すること。

(別紙)

令和7年度スケアード・ストリート自転車交通安全教室

実施校一覧

	市町	学校名	所在地
1	姫路市	県立姫路南高校 県立姫路海稜高校	姫路市大津区天満 1 9 1-5
2	加古川市	県立加古川北高校	加古川市野口町水足 8 6 7-1
3	加古川市	県立東播工業高校	加古川市東神吉町神吉 1 7 4 8-1